

令和4年度決算に基づく糸魚川市の  
健全化判断比率等審査意見書

糸 魚 川 市 監 査 委 員



監 第 15 号  
令和 5 年 8 月 17 日

糸魚川市長 米 田 徹 様

糸魚川市監査委員 渡 邊 勇

糸魚川市監査委員 加 藤 康太郎

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率等の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。



## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見

### 1 審査の対象

令和4年度決算に基づく糸魚川市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和5年6月26日から令和5年8月2日まで

### 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に基づき作成されているかを確認するとともに、計数は諸書類と符合し、かつ、正確であるかについて審査した。

### 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、審査の結果は、次のとおりである。

#### (1) 健全化判断比率

当年度の健全化判断比率は、次の表のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位：％・ポイント)

区 分	比 率			早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減		
実質赤字比率	-	-	-	12.70	20.00
連結実質赤字比率	-	-	-	17.70	30.00
実質公債費比率	11.5	11.1	0.4	25.0	35.0
将来負担比率	65.2	72.3	△ 7.1	350.0	

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「-」で表示される。

健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも赤字額がなく、また、実質公債費比率については11.5%、将来負担比率については65.2%と、すべて早期健全化基準を下回っている。

## (2) 資金不足比率

当年度の公営企業会計における資金不足比率は、次の表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位：％・ポイント)

区分	会計名	比率			経営健全化 基準
		令和4年度	令和3年度	対前年度 増減	
法 適 用	ガス事業会計	-	-	-	20.0
	水道事業会計	-	-	-	
	簡易水道事業会計	-	-	-	
	下水道事業会計	-	-	-	

備考：資金不足比率については、資金不足額がないため「-」で表示される。

資金不足比率については、すべての公営企業会計において資金不足が生じていない。

## (3) むすび

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の示す基準を下回っている状況であるが、これらの数値は、あくまでも財政の不健全度合いを示す目安であることから、今後も、各指標が国の定める基準に近づかないよう、的確な財政状況の把握に努め、健全で持続可能な財政運営を推進されたい。

(参 考)

## 1 健全化判断比率の状況

### (1) 実質赤字比率について

(単位：千円・ポイント)

会 計 名		実 質 収 支 額		
		令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減
一般会計等	一 般 会 計	2,190,219	1,914,425	275,794
	一般会計等に 属する特別会計	6,292	7,663	△ 1,371
合 計 (A)		2,196,511	1,922,088	274,423
標準財政規模 (B)		16,098,322	16,353,242	△ 254,920
実 質 赤 字 比 率 (%) (算定上の比率) $A/B \times 100$		- (△13.64)	- (△11.75)	- (△ 1.89)

備考：1 ( ) 内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

2 標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同じ。

令和4年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支が黒字であることから、該当はない。

なお、参考数値として、一般会計等における実質収支は21億9,651万1千円の黒字で、標準財政規模160億9,832万2千円に対する実質赤字比率は、△13.64%となっている。

## (2) 連結実質赤字比率について

(単位：千円・ポイント)

会 計 名		実 質 収 支 額		
		令和4年度	令和3年度	対前年度増減
一般会計等	一 般 会 計	2,190,219	1,914,425	275,794
	一般会計等に 属する特別会計	有線テレビ事業特別会計	6,292	7,663
小 計 (A)		2,196,511	1,922,088	274,423
一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	622,419	650,127	△ 27,708
	国民健康保険診療所特別会計	3,567	0	3,567
	後期高齢者医療特別会計	9,676	9,242	434
	介護保険事業特別会計	322,543	240,625	81,918
小 計 (B)		958,205	899,994	58,211
公 営 企 業 会 計 名		資 金 不 足 ・ 剰 余 額		
		令和4年度	令和3年度	対前年度増減
法適用企業	ガ ス 事 業 会 計	1,244,786	1,247,994	△ 3,208
	水 道 事 業 会 計	599,393	626,161	△ 26,768
	簡 易 水 道 事 業 会 計	136,326	142,289	△ 5,963
	下 水 道 事 業 会 計	51,390	63,637	△ 12,247
小 計 (C)		2,031,895	2,080,081	△ 48,186
合計 (D=A+B+C)		5,186,611	4,902,163	284,448
標準財政規模 (E)		16,098,322	16,353,242	△ 254,920
連結実質赤字比率 (%) (算定上の比率) $D/E \times 100$		- (△ 32.21)	- (△ 29.97)	- (△ 2.24)

備考：1 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計とは、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業（地方公営企業法を適用していない事業に限る。）に係る特別会計をいう。

2 ( ) 内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

令和4年度の連結実質赤字比率は、対象となる会計の連結実質収支が黒字であることから、該当はない。

なお、参考数値として、一般会計等における実質収支額は21億9,651万1千円、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は9億5,820万5千円、公営企業会計における資金剰余額は20億3,189万5千円であり、その合計額は51億8,661万1千円の黒字で、標準財政規模160億9,832万2千円に対する連結実質赤字比率は、△32.21%となっている。

## (3) 実質公債費比率について

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く。）	4,450,198	3,919,949	3,974,494	4,083,457	4,258,197
② 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	959,940	997,558	1,069,562	1,108,894	1,032,017
③ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	0	0	0	5,591	9,885
④ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	0	0	0	11,419	17,625
⑤ 一時借入金の利子	0	0	0	21	0
⑥ 特定財源の額	257,449	261,023	266,441	275,496	239,897
⑦ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	626,835	696,215	779,262	873,630	945,127
⑧ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	2,894,037	2,552,681	2,574,575	2,635,804	2,624,807
⑨ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	10,504	12,052	11,911	11,634	11,515
⑩ 標準税収入額等	8,328,745	8,000,231	8,109,096	8,017,642	7,828,722
⑪ 普通交付税額	7,537,097	7,547,547	7,239,492	7,112,928	7,295,623
⑫ 臨時財政対策債発行可能額	232,480	805,464	643,559	601,920	774,258
⑬ 標準財政規模	16,098,322	16,353,242	15,992,147	15,732,490	15,898,603

(単位：％・ポイント)

年 度	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)		3か年平均 前年度比較
令和4年度	12.90141	11.5		0.4
令和3年度	10.65922			△ 0.5
令和2年度	11.18187	11.1		△ 0.6
令和元年度	11.56964			-
平成30年度	12.14873			-

実質公債費比率の算定式は以下のとおり

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$$

A：地方債の元利償還金 4,450,198 千円 (前ページ ①)

B：地方債の準元利償還金 959,940 千円 (前ページ ②+③+④+⑤)

C：元利償還金に充てられた特定財源 257,449 千円 (前ページ ⑥)

D：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額に算入された額 (算入公債費等の額)  
3,531,376 千円 (前ページ ⑦+⑧+⑨)

E：標準財政規模 16,098,322 千円 (前ページ ⑬=⑩+⑪+⑫)

令和4年度の実質公債費比率(3か年平均)は11.5%となっており、早期健全化基準25.0%を下回っている。

#### (4) 将来負担比率の状況

##### ア 将来負担額の状況

(単位：千円)

区 分	金 額		
	令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減
地 方 債 の 現 在 高	38,330,500	40,809,533	△ 2,479,033
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
公営企業債等繰入見込額	10,162,986	10,782,365	△ 619,379
組 合 負 担 等 見 込 額	0	0	0
退職手当負担見込額	4,019,799	3,976,780	43,019
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0	0	0
第 三 セ ク タ ー 等	0	0	0
連 結 実 質 赤 字 額	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
計 (A)	52,513,285	55,568,678	△ 3,055,393

##### イ 充当可能財源等の状況

(単位：千円)

区 分	金 額		
	令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減
充 当 可 能 基 金	7,728,731	7,283,950	444,781
充 当 可 能 特 定 歳 入	1,943,166	2,277,179	△ 334,013
う ち 都 市 計 画 税	1,769,527	1,876,304	△ 106,777
基準財政需要額算入見込額	34,637,768	36,538,533	△ 1,900,765
計 (B)	44,309,665	46,099,662	△ 1,789,997

## ウ 将来負担比率

(単位：%)

令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減
65.2	72.3	△ 7.1

将来負担比率の算定式は以下のとおり

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{A - B}{C - D} \times 100$$

A：将来負担額 (52,513,285千円) ※前ページ計 (A)

B：充当可能財源等 (44,309,665千円) ※前ページ計 (B)

C：標準財政規模 (16,098,322千円)

D：算入公債費等の額 (3,531,376千円)

令和4年度の将来負担比率は65.2%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

## 2 資金不足比率の状況

(単位：千円・%)

会 計 名		年度・比較	資金不足・剰余額	事業の規模	資金不足比率
法 適 用	ガ ス 事 業 会 計	4 年 度	1,244,786	1,274,714	-
		3 年 度	1,247,994	1,004,892	-
		対前年度増減	△ 3,208	269,822	-
	水 道 事 業 会 計	4 年 度	599,393	432,437	-
		3 年 度	626,161	474,782	-
		対前年度増減	△ 26,768	△ 42,345	-
	簡 易 水 道 事 業 会 計	4 年 度	136,326	99,968	-
		3 年 度	142,289	113,911	-
		対前年度増減	△ 5,963	△ 13,943	-
	下 水 道 事 業 会 計	4 年 度	51,390	823,266	-
		3 年 度	63,637	838,457	-
		対前年度増減	△ 12,247	△ 15,191	-

(注) 1 資金剰余（黒字）であるため、資金不足比率は「-」で表示される。

資金不足比率の算定式は以下のとおり

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

令和4年度の資金不足比率は、すべての公営企業会計において資金不足が生じていない。

### 3 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定の基礎となる事項を記載した主な書類は、次のとおりである。

- ・糸魚川市歳入歳出決算書（一般会計、特別会計、公営企業会計）
- ・地方交付税算定台帳
- ・地方財政状況調査表（普通会計、特別会計、公営企業会計）